

貸金庫利用規則

株式会社 住友 倉庫

貸金庫利用規則

第1条（収納品の範囲）

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを収納することができます。
 - ① 宝石、貴金属その他の貴重品
 - ② コイン、切手その他の収集品
 - ③ 公社債券、株券その他の有価証券
 - ④ 預金通帳、契約書、権利証、登記識別情報通知その他の重要書類
 - ⑤ その他一般に収納が適当と認められるもの
- (2) 当会社は、前項各号に掲げるものについても相当の理由があるときは、収納をお断りすることがあります。
- (3) 爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないものは収納することができません。

第2条（営業日時）

- (1) 当会社は、営業日時（別紙）を定め、営業所の店頭に掲示します。
- (2) 前項の営業日時を変更する場合は、あらかじめ営業所の店頭に掲示します。

第3条（契約期間）

この契約の当初契約期間は、契約の日から最初に到来する3月末日までとします。ただし、契約期間満了日までに借主又は当会社から解約の申出をしないかぎり、契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。

第4条（使用料及び支払方法）

- (1) 貸金庫の使用料は、当会社所定の料率（別紙）により、1年分を前払いするものとします。支払方法は、自動口座振替その他当会社が定める支払方法とし、毎年4月の当会社所定の日に一括でお支払いいただきます。
- (2) 前項の規定にかかわらず、当初契約期間の使用料は契約の日の属する月の翌月から月割計算により支払ってください。
- (3) 当会社は、諸般の情勢により使用料を変更することがあります。変更後の使用料は変更の日以後最初に継続される契約期間から、これを適用します。
- (4) この契約が解約されたときは、当会社は解約の日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条（かぎ等の保管）

- (1) 貸金庫のかぎ正副2個のうち、正かぎは借主が保管し、副かぎは当会社立会いのもとに借主が届出の印章により封印したうえ、当会社が保管します。
- (2) 全自動型貸金庫の場合は、借主及び借主があらかじめ届け出た代理人（以下、代理人という）に貸金庫ご利用カード（以下、ご利用カードという）を発行しますので、借主及び代理人が保管してください。

第6条（貸金庫の開閉）

- (1) 貸金庫の開閉は、借主又は代理人が正かぎを使用して行ってください。
- (2) 手動型貸金庫の場合
 - ①開庫に当たっては、当会社所定の貸金庫開閉票に署名又は記名し、届出の印章を押印のうえ提出してください。なお、開庫にあたっては当会社の立会いが必要となります。
 - ②収納品の出し入れは、当会社所定の場所で行ってください。なお、閉庫の際は施錠を確認してください。
- (3) 全自動型貸金庫の場合
 - ①開庫、収納品の出し入れ、閉庫は当会社所定の場所（以下、専用ブース内という）で行ってください。専用ブース内への入室にあたっては、ご利用カードを入り口に設置してあるカードリーダーに通して開錠してから入室してください。
 - ②開庫に当たっては、専用ブース内において、ご利用カードを操作機のカード挿入口に入れてから届出の暗証番号を入力してください。
 - ③収納品の出し入れは、専用ブース内で正かぎにより開庫して行ってください。なお、閉庫後は、貸金庫の施錠及び所定の位置への返却を確認してください。
 - ④専用ブース内からの退出にあたっては、出口に設置してある退室用キースイッチを正かぎで操作して退室してください。
- (4) 貸金庫内箱の所定の位置への返却については、借主又は代理人が責任を持って行ってください。なお、貸金庫内箱を返却しなかったことにより収納品の紛失、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会社は責任を負いません。

第7条（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当会社に届け出てください。正かぎ、ご利用カードを毀損又は紛失したときも同様とします。
- (2) 前項の場合、当会社が届出を受け取る前に生じた損害については、当会社は一切

責任を負いません。正かぎ、ご利用カードを毀損又は紛失したときも同様とします。

- (3) 当社が届出に記載された借主の住所（第1項の届出があった場合は、当該届出の住所）にあてて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は延着又は到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第8条（届出の印章、正かぎ等を紛失した場合等の取扱い）

- (1) 前条第1項の場合、当社所定の手続きをした後でなければ貸金庫の開閉を行うことはできません。この場合、当社は相当の期間をおくことがあります。
- (2) 正かぎ又はご利用カードを紛失した場合又は毀損した場合は、修繕又は取替えに要した費用を支払ってください。

第9条（印鑑の照合等）

当社は、借主の提出する貸金庫開閉票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の手続きに応じたときは、それらの書類に偽造、変造その他の事故があっても、それにより生じた損害については一切責任を負いません。なお、借主が使用するかぎについては当社は確認する義務を負いません。

第10条（暗証番号の照合等）

- (1) ご利用カードの所有権は、当社に帰属し、借主及び代理人に貸与するものとします。ご利用カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有又は使用させることはできません。
- (2) 暗証番号は生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号は避けるとともに、他人に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。
- (3) 操作機により、ご利用カードを確認し、操作機利用の際入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認の上、開庫その他取扱いをした場合は、ご利用カード又は暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第11条（成年後見人の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当社に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当社に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選

任がされている場合にも、前2項と同様に当会社に届け出てください。

- (4) 前3項の届出事項に取消し又は変更等が生じた場合も同様に当会社に届け出てください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当会社に過失がある場合を除き、当会社は責任を負いません。

第12条（損害の負担）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力又は当会社の責に帰さない事由により、貸金庫の設備に故障等が生じた場合、当会社は開庫に応じられないことがあります。これにより生じた損害については、当会社は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による収納品の紛失、滅失、毀損及び変質等の損害についても、当会社は責任を負いません。
- (3) 借主若しくは代理人の責に帰すべき事由又は収納品の変質等により、当会社又は第三者が損害を受けた場合は、借主はその損害を賠償してください。

第13条（解約）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正かぎ及び届出の印章、全自動型貸金庫についてはご利用カードも持参し、当会社所定の手続きをしたうえ、直ちに貸金庫を明け渡してください。なお、届出の印章、正かぎ又はご利用カードを紛失している場合は、第7条の手続きをしたうえで解約手続きを行うものとします。
- (2) 次の各号の一に該当する場合、当会社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。当会社から解約の通知を受け取ったときは、前項に準じて解約手続きをしたうえ、直ちに貸金庫を明け渡してください。なお、契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ①借主が使用料を支払わないとき
 - ②借主に相続の開始があったとき
 - ③借主若しくは代理人の責に帰すべき事由又は収納品の変質等により、当会社若しくは第三者に損害を与え、又はそのおそれがあると認められるとき
 - ④当会社に施設の増改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤借主又は代理人がこの規則の一に違反したとき
 - ⑥法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められるとき
 - ⑦マネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると認められるとき
- (3) この貸金庫は、次の各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、次

の各号の一つでも該当する場合には、当会社はこの貸金庫の使用をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つでも該当する場合には、当会社はこの貸金庫の使用を停止し、又は借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当会社から解約の通知があったときは、直ちに本条1項と同様の手続きをとってください。

①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②借主又は代理人が、次に掲げるアからカまでのいずれかに該当することが判明した場合

ア. 暴力団

イ. 暴力団員

ウ. 暴力団準構成員

エ. 暴力団関係企業

オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

カ. その他本号アからオに準ずる者

③借主又は代理人が、自ら又は第三者を利用して、次に掲げるアからオまでのいずれかに該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当会社の信用を毀損し、又は当会社の業務を妨害する行為

オ. その他本号アからエに準ずる行為

第14条（遅延損害金）

(1) 前条の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約の日又は契約期間満了の日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第4項に規定する返戻金は、遅延損害金に充当します。

(2) 前項の遅延損害金が不足するときは、直ちに不足額を支払ってください。なお、借主が自動口座振替その他の自動的な決済手段による支払方法を指定している場合、当会社は明渡しの日この不足額を当該手段により徴収することができるものとします。

(3) 前条の明渡しが3か月以上遅延した場合、当会社は副かぎを使用して貸金庫を開庫のうえ、収納品を別途管理し、又は一般に妥当と認められる方法により処分することができるものとします。なお、当会社は貸金庫の開庫に際して、公証人等

公正な第三者の立会いを求めることができるものとします。ただし、これに要する費用は借主の負担とします。

- (4) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用を支払わないときは、当会社は前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。処分代金充当後もなお不足額があるときは、当会社からの請求があり次第速やかに支払ってください。

第 15 条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕又は移転その他やむを得ない事情により、当会社が収納品の一時引取り又は貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 16 条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、又は施設の火災、収納品の異変等緊急を要するときは、当会社は副かぎを使用して貸金庫を開庫し、適宜処置することができるものとします。これにより生じた損害については、当会社は一切責任を負いません。

第 17 条（代理人）

この契約に関する代理人の権限は、借主について相続の開始があった後も消滅せず、この契約が解約されるまで存続するものとします。

第 18 条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は、これを譲渡、転貸又は質入することはできません。

第 19 条（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、社会経済情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当会社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2021 年 3 月 1 日 現在)

(別紙)

1. 営業日時

収納品のお出し入れ時間

平 日 09:00 ～ 16:00

土曜日 09:00 ～ 12:00

日曜・祝日・年末年始 休み

2. 使用料

(1) 手動型貸金庫

種類	大きさ (高さ×幅×奥行) mm	料金 (税込) /月
第1種	63×246×538	1,430円
第2種	84×246×538	1,815円
第3種	114×246×538	2,420円
第4種	245×246×538	4,730円

(2) 全自動型貸金庫

種類	大きさ (高さ×幅×奥行) mm	料金 (税込) /月
Aタイプ	60×260×450	1,650円
Bタイプ	120×260×450	2,640円
Cタイプ	240×260×450	4,950円

以 上